

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 青少年に有益な書籍として推奨する件 六
  - 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 六
  - 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 六
  - 道路の区域を変更する件 七
  - 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 七
- 公 告**
- 大規模小売店舗立地法による廃止の届出があった件 六
  - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 六
  - 落札者を決定した件三件 六
  - 福島海区漁業調整委員会 六
  - すくい網漁業について指示する件 六
  - こうなご電気棒受網漁業について指示する件 九
  - 漁業法により公聴会を行う件 九

## 告 示

### 福島県告示第九十五号

福島県青少年健全育成条例（昭和五十三年福島県条例第三十号）第十二条の規定により、青少年の健全な育成を図る上において有益な書籍として、次のものを推奨する。

平成三十年二月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

推奨番号	名 称	制作者又は配給者	備 考
二四五	こいぬとこねこのおかしな	ヨゼフ・チャペツ	推奨対象 幼児

二四六	たんけんクラブ シークレッツ スリ	文 ミルドレッド・マリック 絵 アーノルド・ローベル 訳 小宮由 発行所 大日本図書株式会社	ク 木村有子 発行所 株式会社岩波書店	話	及び小学生
二四七	奮闘するたすく	著 まはら三桃 発行所 株式会社講談社			推奨対象 小学生（高学年）、中学生及び高校生

（こども・青少年政策課）

### 福島県告示第九十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年二月十六日から同年三月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び大玉村産業建設部産業課商工観光係に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
SUPER CENTER PLANT 5 大玉店 福島県安達郡大玉村大字玉貫一〇六番地一ほか
- 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要  
意見なし。

（商業まちづくり課）

### 福島県告示第九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成三十年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
南会津郡南会津町熨斗戸字伊与戸八二一八の二七(次の図に示す部分に限る。)、  
二一八二の一、二一八二の五、二一八二の六、二一八二の八
- 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第九十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所平成三十年二月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成三十年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道小野郡山線	郡山市中田町赤沼字杉並八五番四地先から同 市中田町赤沼字杉並一三〇番地先まで	変更前 変更後	二二・一 四四・六 二〇・二 四一・六	一〇二・八 一〇二・八

(道路計画課)

福島県告示第九十九号

海岸保全区域として指定する件(昭和三十二年福島県告示第二百三十六号)の一部を次のように改正する。  
平成三十年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

表16の2 双葉海岸双葉中浜地区海岸の項区域の欄を次のように改める。

一 基点及び補助点の位置(公共座標第IX座標系)

基点1	X 一六三三九三・八七一	Y 一〇六三八四・七六〇
基点2	X 一六三三三三・四〇七	Y 一〇六三八五・五六七
基点3	X 一六三三一八・五七三	Y 一〇六三八五・七六〇
基点4	X 一六三三一三・四一九	Y 一〇六三八六・二七一
基点5	X 一六三三〇七・七五二	Y 一〇六三八七・二〇二
基点6	X 一六三三〇一・四六二	Y 一〇六三八八・七〇七
基点7	X 一六三二九六・一七六	Y 一〇六三九〇・三七二
基点8	X 一六三二九〇・四三六	Y 一〇六三九二・六二五
基点9	X 一六三二八三・六〇五	Y 一〇六三九五・九六八
基点10	X 一六三二七九・四九四	Y 一〇六三九七・八七二
基点11	X 一六三二七五・一六五	Y 一〇六三九九・二三〇
基点12	X 一六三二七一・三七六	Y 一〇六三九九・九三四
基点13	X 一六三二六七・五三二	Y 一〇六四〇〇・二一五
基点14	X 一六三二六六・一六四	Y 一〇六四〇〇・二一三
基点15	X 一六三二六一・七九一	Y 一〇六三九六・七一〇
基点16	X 一六三二〇八・五七〇	Y 一〇六三九六・九三一
基点17	X 一六三二〇四・六〇二	Y 一〇六三九二・六一一
基点18	X 一六三二〇〇・八四五	Y 一〇六三九二・三六四
基点19	X 一六三二〇〇・〇三三	Y 一〇六三八八・四五四
基点20	X 一六三二〇〇・一六二	Y 一〇六三九三・五二九
基点21	X 一六三二〇〇・九一七	Y 一〇六三九三・一九〇
基点22	X 一六三二〇〇・五六一	Y 一〇六三九三・〇〇七
基点23	X 一六三一九八・六三八	Y 一〇六三九二・六七一
基点24	X 一六三一九七・五三八	Y 一〇六三九二・二六三
基点25	X 一六三一九七・〇〇四	Y 一〇六三九〇・七二九
基点26	X 一六三一九六・五七九	Y 一〇六三八九・六〇七
基点27	X 一六三一九五・三九一	Y 一〇六三八八・三九八
基点28	X 一六三一九五・三三七	Y 一〇六三八八・八八三
基点29	X 一六三一九四・三五四	Y 一〇六三八五・六八九
基点30	X 一六三一九四・六五二	Y 一〇六三八二・六三八
基点31	X 一六三九四六・〇七二	Y 一〇六三八〇・三一六
基点32	X 一六三九三九・六四九	Y 一〇六三七七・二五六

基点33	X一六二九三四・三二八	Y一〇六三七五・二七〇の点
基点34	X一六二九二八・七七五	Y一〇六三七三・七三三の点
基点35	X一六二九二一・七七九	Y一〇六三七二・四五七の点
基点36	X一六二九一七・五九八	Y一〇六三七二・二三九の点
基点37	X一六二七八八・一〇八	Y一〇六三六五・五一三の点
基点38	X一六二七八六・二三七	Y一〇六三六五・〇三九の点
基点39	X一六二七八四・六九八	Y一〇六三六三・八七三の点
基点40	X一六二七八三・七二六	Y一〇六三六二・二〇六の点
基点41	X一六二七八三・四七三	Y一〇六三六〇・二九三の点
基点42	X一六二七八九・三八七	Y一〇六二七一・八六三の点
補助点1	X一六二七五一・六七一	Y一〇六二六九・三四三の点
補助点2	X一六二七四七・〇五七	Y一〇六三三八・三三六の点
補助点3	X一六二七四六・一三六	Y一〇六四四一・六九六の点
補助点4	X一六二九五一・〇一二	Y一〇六四五五・四〇八の点
補助点5	X一六二九六三・〇八〇	Y一〇六四九〇・一四四の点
補助点6	X一六三三九〇・二六三	Y一〇六四九五・五七一の点
補助点7	X一六三三九〇・一七二	Y一〇六四四一・八八二の点
補助点8	X一六三三九四・一七一	Y一〇六四一〇・九一八の点

(河川計画課)

公 告

公告第二十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。

平成三十年二月十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

福島県知事 内堀雅雄

- 一 小名浜名店街 福島県いわき市小名浜字蛭川南五番地の六
- 二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
七千七百四十平方メートル
- 三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
零平方メートル
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が千平方メートル以下となる日  
平成三十年一月十六日
- 五 届出年月日  
平成三十年二月一日
- 六 届出をした者  
小名浜名店街協同組合

(商業まちづくり課)

公告第二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成三十年二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
阿武隈川上流土地改良区

就任した役員  
役別 氏名 住所

理事 田崎 憲二 西白河郡泉崎村大字関和久字雷神山五〇番地

(農村計画課)

**公告第30号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
ノート型パソコン（県職員用） 273台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月24日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社エフコム 福島県郡山市堤下町13番8号
- 5 落札金額  
20,783,271円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年12月8日

（入札用度課）

**公告第31号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
F R P アワビ飼育水槽 40基
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年1月25日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社カイスイマレン 富山県高岡市吉久一丁目2番48号
- 5 落札金額  
26,978,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年12月8日

（入札用度課）

**公告第32号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成30年2月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
X線CT装置 1式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日

- 平成30年 1月26日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
96,584,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成29年12月12日

(入札用度課)

### 福島海区漁業調整委員会

#### 福島海区漁業調整委員会指示第一号

福島県の地先海面におけるすくい網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年二月十六日

福島海区漁業調整委員会

会長 新妻 芳 弘

#### 一 操業の承認

おきあみ又はいかなごを対象としたすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならぬ。ただし、家用釣餌料を採捕することを目的とするたすくい網漁業のためだけに使用する船舶については、この限りでない。

#### 二 承認の対象漁船

すくい網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

#### 三 操業期間

操業期間は、おきあみを対象として操業する場合は平成三十年三月一日から同年五月三十一日まで、いかなごを対象として操業する場合は同年三月一日から同年三月三十一日までとする。

#### 四 制限又は条件

##### 1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- (1) おきあみを対象とする場合は、小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十八年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域
- (2) いかなごを対象とする場合は、(1)の海域及び最大高潮時における富岡川河口中央から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあっては、(1)の海域及び最大高潮時における新田川河口中央から正東の線以南の福島県の海域）

##### 2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



##### 3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会指示第二号

福島県の地先海面におけるこうなご電気棒受網漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成三十年二月十六日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

一 操業の承認

こうなご電気棒受網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

こうなご電気棒受網漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数十五トン未満とする。

三 操業期間

操業期間は、平成三十年四月一日から同月三十日までとする。

四 制限又は条件

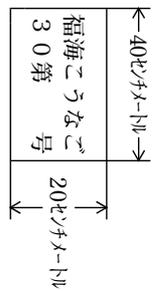
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

- 夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域（県外船舶にあつては、夏井川磐城舞子橋中央点から正東の線以南の福島県の海域及び小型機船底びき網漁業取締規則第四条第二項ただし書の漁業、海域及び期間を指定する等の件（昭和三十一年農林省告示第五百一号）の表の五の中欄に掲げる海域に規定された海域を除く福島県の海域）

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

4 漁獲成績の報告

操業の承認を受けた者は、操業終了後一月以内に別に定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成三十年三月一日から平成三十一年二月二十八日までとする。

福島海区漁業調整委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第四項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

平成三十年二月十六日

福島海区漁業調整委員会  
会長 新妻 芳弘

一 期日及び場所並びに公聴会において意見を述べることができる者（以下「公述者」という。）となり得る者の範囲

期 日	場 所	公述者となり得る者の範囲
平成三〇年三月九日 午後一時三〇分	相馬市尾浜字追川一九 六 相馬双葉漁業協同 組合本所大会議室	1 区画漁業権を有する者 2 相馬双葉漁業協同組合関係者 3 その他利害関係のある者

二 公聴会において意見を聴こうとする案件

漁業法第十一条第一項の規定による区画漁業の免許内容等の事前決定に関する事項

三 公述者にならうとする者の手続

公述者にならうとする者は、住所、氏名、年齢及び職業並びに発言要旨を記載した

四 文書を福島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。文書の提出期限は、公聴会開会前二十分とする。  
公述者の選定  
公述者は、文書を提出した者のうちから、委員会において選定する。